

浜松市北区三ヶ日町地下水の採取に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北区三ヶ日町の区域内において、地下水の採取に関する規制等の必要な措置を講ずることにより地下水の採取に伴う障害を未然に防止し、地下水保全のために適正な管理をすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備であって、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が、14平方センチメートルを超えるものをいう。

(地下水採取規制地域)

第3条 この要綱における地下水採取規制地域は、北区三ヶ日町の区域(以下「規制地域」という。)とする。

2 規制地域における地下水の採取の基準(以下「取水基準」という。)は、新設井にあっては別表1、既設井及び代替井にあっては別表2のとおりとする。

(地下水採取者の責務)

第4条 規制地域において揚水設備により地下水を採取する者(以下「地下水採取者」という。)は、規制地域における取水基準を遵守しなければならない。

(市の責務)

第5条 市長は、規制地域の地下水に関する調査及び研究を行い、規制地域の地下水採取量の把握に努めなければならない。

(揚水設備の設置等の届出)

第6条 規制地域内において揚水設備を設置しようとする者は、当該揚水設備の設置工事に着手する日の60日前までに、揚水設備設置届出書(第1号様式)を市長に届け出なければならない。

(工事の完了の届出)

第7条 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る揚水設備の工事が完了したときは、完了の日から30日以内に揚水設備工事完了届出書(第4号様式)を市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第8条 第6条の規定による届出をした者が、その氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があったときは、変更の日から30日以内に氏名等変更届出書(第2号様式)を市長に届け出なければならない。

(揚水設備等の変更の届出)

第9条 第6条の規定による届出をした者は、その届出に係る揚水設備及び地下水使用計画等に変更があったときは、変更の日から30日以内に揚水設備等変更届出書(第3号様式)を市長に届け出なければならない。

(承継の届出)

第10条 第6条の規定による届出をした者からその届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、その承継があった日から30日以内に、承継届出書(第6号様式)を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る当該揚水設備の届出をした者の地位を承継する。

(廃止の届出)

第11条 第6条の規定による届出をした者が、その届出に係る揚水設備を廃止した場合(当該揚水設備の吐出口の断面積を14平方センチメートル以下にしたときを含む。)は、廃止した日から30日以内に、揚水設備廃止届出書(第5号様式)を市長に届け出なければならない。

(水量測定器の設置等)

第12条 規制地域内において揚水設備を設置する者は、揚水設備ごとに水量測定器を設置し、揚水設備ごとの地下水の採取量を地下水採取量報告書(第7号様式)により毎年2月末までに市長に報告しなければならない。

(指導又は勧告)

第13条 市長は、この要綱を施行するため必要があると認めるときは、地下水採取者に対し地下水の採取に関して指導又は勧告を行なうことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱施行の際、それまで浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会に届出を提出していた者は、この要綱で定める届出を提出した者とみなす。

別表 1 (第 3 条関係) 新設井

揚水機の吐出口の 断面積 (cm ²)	毎分最大採取量 (m ³ /分)	ストレーナーの 位置 (m)	揚水設備 相互間の距離
22 以下	0.25 以下	指定無し	100m 以上

別表 2 (第 3 条関係) 既設井・代替井

揚水機の吐出口の 断面積 (cm ²)	毎分最大採取量 (m ³ /分)	ストレーナーの 位置 (m)	揚水設備 相互間の距離
届出時の値以下	届出時の値以下	指定無し	届出時の位置または 100m 以上

ただし、次に掲げる揚水設備についてはこの基準を適用しない。

ア 市等が経営する用水供給事業又は水道事業の用に供する揚水設備

イ 公共事業の施行により既存の揚水設備の位置を変更して当該揚水設備に替えて設置する揚水設備。この場合の吐出口の断面積は、既存の揚水設備の吐出口の断面積以上でないこと。

ウ 温泉法第 2 条第 1 項に規定する温泉及び鉱業法第 5 条に規定する鉱業権に基づいて採掘する同法第 3 条第 1 項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を採取するための揚水設備

エ 河川法が適用される河川又は準用される河川の河川内区域内の揚水設備

オ 建築工事などのために一時的に排出するための揚水設備

備考 用語の説明

1 新設井とは、平成 31 年 4 月 1 日以降に設置の工事に着手する揚水設備をいう。

2 既設井とは、平成 31 年 3 月 31 日までに設置した揚水設備(工事中のものも含む。)をいう。

3 代替井とは、平成 31 年 4 月 1 日以降に既設井を廃止して当該揚水設備に替えて設置する揚水設備をいう。

別紙 1

揚水設備の番号					
揚水設備の設置の場所					
地下水 採取量	毎分最大採取量	m ³ /分	m ³ /分	m ³ /分	
	最大一日採取量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	
	年間 平均	日採取量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
		日採取時間	(時 ~ 時 時間)	(時 ~ 時 時間)	(時 ~ 時 時間)
		合計日採取量	m ³ /日		
採取する地下水の用途					
地表面から揚水設備の ストレーナーまでの位置		m ~ m	m ~ m	m ~ m	
揚水機の吐出口の断面積 (吐出口の口径)		cm ² (mm)	cm ² (mm)	cm ² (mm)	
揚水機の原動機の出力		KW	KW	KW	
側管の構造	地表面 深さ	m	m	m	
	口径	mm	mm	mm	
揚水機の 種類及び構造	種類				
	製造会社				
	能力	m ³ /分	m ³ /分	m ³ /分	
	揚程	m	m	m	
設置(変更)工事着手年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
地下水の採取開始年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
地下水を採取する期間		月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	

備考 1 年間平均日採取量は年間採取量を採取日数で除して得た量、年間平均合計日採取量は複数の揚水設備を設置している場合に当該揚水設備に係る年間平均日採取量の合計を記載すること。

別紙 2

地下水等の使用計画書			
工場又は事業場の名称		工場又は事業場の所在地	
1日当たりの水源内訳		1日当たりの用途別利用計画	
取水区分	水量 m ³	使用用途	算出根拠
1. 地下水			
2. 工業用水			
3. 上水			
4. 地表水			
5. その他			
6. 回収水			
計		計	

<注> 算出根拠の例

- * 生活用水の場合・・・給水計画人口、1日平均給水量、1日1人当たり平均給水量、1日あたり最大給水量、1日最大給水量、1日1人当たり最大給水量
- * 工業用水の場合・・・ボイラー、原料、製品処理及び洗浄、冷却、温調、その他の各用水の水量、回収水利用施設の名称及び能力、貯水池（槽）の容量
- * 養魚用水の場合・・・使用形態（ビニールハウス・露地池）、池面積、池水深
- * 農業用水の場合・・・使用形態（田、畑）、受益面積、単位用水量（代かき時）、畑最大水量
- * 建物用水の場合・・・空調用水量、雑用水量、飲料水量、その他の水量
- * その他用水の場合・・・使用目的、他に算出根拠を記入する。

地下水採取量等報告書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
 (法人にあつては、その
 主たる事業所の所在地)

氏名
 (法人にあつては、その
 名称及び代表者の氏名)

届出者

印

浜松市北区三ヶ日町地下水の採取に関する要綱第12条の規定により、
の地下水の採取量等について、次のとおり報告します。

年

工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
揚水設備の管理責任者の職氏名					
採取した地下水の主な用途 (で囲む)		生活用 ・ 工業用 養魚用 ・ 農業用 建物用 ・ その他	水量測定器の種類		
揚水設備の状況	揚水設備の数	基 別紙3のとおり。	地下水の採取状況	年間総採取量	m ³
	その他		その他の事項	別紙3のとおり。	

- 備考 1 別紙3を添付すること。
 2 「年間平均日採取量」の欄には、複数の揚水設備を設置している場合、当該揚水設備に係る合計を記載すること。

別紙 3

1. 揚水設備の状況

揚水設備の番号	揚水設備の設置の場所	揚 水 機			届 出 平 均 量 採 取 量 m ³ /日
		能力 m ³ /分	吐出口の口径	出力 kw	

2. 地下水の採取状況

					揚水設備の番号				年間平均日採取量				m ³ /日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計
採 取 日 数													
採 取 量 m ³ /月													
平均日採取量													
最大日採取量													

					揚水設備の番号				年間平均日採取量				m ³ /日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計
採 取 日 数													
採 取 量 m ³ /月													
平均日採取量													
最大日採取量													

					揚水設備の番号				年間平均日採取量				m ³ /日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計
採 取 日 数													
採 取 量 m ³ /月													
平均日採取量													
最大日採取量													

					揚水設備の番号				年間平均日採取量				m ³ /日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計
採 取 日 数													
採 取 量 m ³ /月													
平均日採取量													
最大日採取量													

- 備考 1 平均日採取量の欄には、月間における採取量を採取日数で除して得た量を記載すること。
 2 最大日採取量の欄には、月間の1日当りの最大実績採取量を記載すること。
 3 年間平均日採取量の欄には、年間における採取量を年間の採取日数で除して得た量を記載すること。